

# あなた と 都税

4月号

2018  
(平成30年)  
第580号

主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん



今の特集は  
ご存知ですか? 固定資産の縦覧制度



固定資産税における土地・家屋の価格などが  
ご覧になれます(23区内)

今の特集では、縦覧制度についてご紹介します。

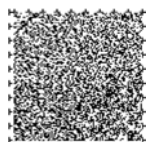
期間：4月2日(月) から7月2日(月) まで(土・日・休日を除く)

時間：9時～17時

場所：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

なお、平成30年度分の納税通知書は、6月1日(金) に発送予定です。

江戸東京たてもの園 園内には江戸時代から昭和中期までの、30棟の復元建造物が建ち並んでいます。都内に存在していた、現地保存が不可能となった文化的価値の高い歴史的建造物を移築し、復元・保存・展示するとともに、貴重な文化遺産として次代に継承することを目指しています。



主税局 縦覧

検索 🔍

都税の情報発信中!

Twitter アカウント  
@tocho\_syuzei

Facebook アカウント  
東京都主税局

お問い合わせ先：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

## 特集

タク  
ちゃん

# ご存知ですか？固定資産の縦覧制度(23区内)

4月2日(月)から、固定資産(土地・家屋)が所在する区にある都税事務所で課税される土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿をご覧になれます。どんな制度なのか、タクちゃんたちと確認してみましょう。

Q1

縦覧帳簿ではなにを確認できるの？

タクちゃん



縦覧帳簿ではなにを確認できるのかな？

下の3つから選んでね。

- ①自分の土地・家屋の価格
- ②同一区内の土地・家屋の価格
- ③自分の土地・家屋の税額

タクちゃん



縦覧制度は、自分の持っている土地・家屋の価格を同一区内の他の土地・家屋の価格と比較できる制度なんだ。つまり縦覧帳簿を見れば、自分の持っている固定資産の価格が適正であるか確認できるんだよ。

ということで、正解は・・・①**自分の土地・家屋の価格**と②**同一区内の土地・家屋の価格**だよ。

タクちゃん



今年の縦覧期間は、4月2日(月)から7月2日(月)まで<sup>※1</sup>で、縦覧帳簿は土地・家屋が所在する区にある都税事務所で見るができるよ。<sup>※2</sup>

※1 土・日・休日を除く。受付時間は9時～17時です。

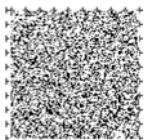
※2 23区外における縦覧制度については、各市町村にお問い合わせください。

チェック



〈縦覧の際にお持ちいただく本人確認書類について〉

- 1 固定資産税の納税者ご本人の場合、納税者本人であることを確認できるもの
- 2 上記の方から委任を受けている方の場合、代理人本人であることを確認できるもの  
官公署が発行した顔写真付きの書類(運転免許証やパスポート)等、原本をご提示ください。また、原則として写しをとらせていただきますので、ご了承ください。



Q2

縦覧と閲覧の違いは？

ノンちゃん



縦覧制度と固定資産課税台帳の閲覧はなにが違うのかしら？下の3つから選んでね。

- ①見ることができる期間
- ②見ることができる人
- ③見ることができる範囲

ノンちゃん



固定資産課税台帳の閲覧は、他の土地・家屋との比較はできないけど、年間を通じて閲覧することができるのよ。それに、閲覧は、納税者本人だけでなく、例えば借地人・借家人の方でも、借りている資産<sup>※3</sup>の部分について、固定資産課税台帳の閲覧ができるわ。

ということで、正解は・・・①～③の**すべて**よ。

※3 借家人の場合は借りている家屋の敷地についても閲覧できません。

ノンちゃん



ちなみに、借地人・借家人の方が申請する場合は、本人確認書類だけでなく、賃貸借契約書等(対価が支払われているものに限る。)が必要だから、忘れずに都税事務所に持っていこうね。



## 安心・便利な口座振替をご利用ください

開始月の前月10日(土・日・休日にあたるときはその翌日)までにお申込みください。

平成30年5月10日(木)までにお申込みいただくと、6月の固定資産税第1期分からご利用いただけます。

☎ 主税局徴収部納税推進課 ☎ 03-3252-0955



## 固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続します(23区内)

固定資産税・都市計画税について、平成30年度も下記の軽減制度を継続します。

### ○小規模住宅用地に対する軽減措置

**対象** 住宅1戸につき200㎡までの土地

### ○小規模非住宅用地に対する軽減措置

**対象** 一画地における非住宅用地の面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分(個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る。)

### ○税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する軽減措置(平成32年度まで継続)

**対象** 今年度の税額が前年度の税額の1.1倍を超える土地

### ○耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する減免措置(平成31年度末まで延長)

**対象** 昭和57年1月1日以前から所在する家屋を建て替えた場合又は改修した場合

### ○商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置

**対象** 負担水準<sup>\*1</sup>が65%を超える商業地等<sup>\*2</sup>

※1 固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合

※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等

## 「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」の提出はお済みですか？

引越し等で区役所等へ住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先は変更されません。

登記手続がお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋が所在する都税事務所にご提出いただくか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



インターネット  
でのお手続は  
こちらから！



⚠この手続は、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

⚠海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。「納税管理人申告書」を土地・家屋が所在する都税事務所にご提出ください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話相談室(☎03-5318-0261)にお問い合わせください。

## 5月から固定資産に関する証明の手数料と表示方法が変わります！

平成30年5月1日(火)から、固定資産に関する証明の手数料と表示方法が次のとおり変わります。

【対象となる証明】 固定資産評価証明\*・関係(公課)証明\*・物件証明

※表示方法の変更は土地又は家屋に関する証明のみ

### ○手数料の改定

改定前	1件につき400円
改定後	1件目 … 400円 2件目以降 … 1件につき100円*

\*土地1筆、家屋1棟、償却資産1種類ごとに1件と数えます。

※所有者、資産が所在する区及び証明の種類が同じ場合に限りです。

また、「土地又は家屋」「償却資産」の別ごとに400円かかります。

### ○表示方法の変更

改定前	証明1枚につき1件
改定後	証明1枚につき最大3件

📍 各都税事務所(23区内)の固定資産税班

